#### 働きやすい職場認証制度取得促進助成金交付要綱

(令和3年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員が職場環境改善に向けた取組みを「見える化」し、求職者に対して運転者の就職を促進するため、一般社団法人日本海事協会(以下「認証機関」という。)が実施する「運転者職場環境良好度認証制度(通称:働きやすい職場認証制度)」の認証取得する際の、認証取得に要する費用の一部を県ト協が助成することのより、人材確保に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、「県ト協」の会員であって、本年度の指定された期間内に「認証機関」に認証登録申請を行い、「認証機関」の審査に合格し、登録証書の交付を受けた会員とする。なお、令和3年4月1日から7月26日の間に登録証書の交付を受けた「県ト協」の会員に対しては、それぞれ登録料を助成する。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は別表記載の金額とする。なお、令和3年4月1日から7月26日の間に登録証書の交付を受けた県内本社の会員に対しては登録料として20,000円を助成し、県内営業所及び県外本社で県内営業所のある会員に対しては、登録料としてそれぞれ2,000円を助成する。

(交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする会員は、「県ト協」所定の別紙「働きやすい職場認証制度取得促進助成金交付申請書」に必要書類を添付して、県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、申請の最終締め切りは、令和4年3月4日とする。

(助成金の交付)

第5条 県ト協は会員から前条による申請を受けた場合は、その内容を確認し適正と認めたときは会員へ助成金の交付を行う。

(助成する条件)

第6条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上 ある会員には助成を行わないものとする。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第7条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に 係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

- 第8条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部 若しくは一部の返還を命じることができる。
  - (1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

### (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全 でに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

#### (附則)

本要綱は、令和3年7月26日より施行する。

## 【別表】

# 助成金額一覧表

(単位:円)

		項目	助成額
長野県内本社	長野県内本社 (会員)	審査料	20, 000
		登録料	20, 000
	県内営業所(事業所)	審査料	2,000
		登録料	2,000
長野県外本社	長野県外本社	審査料	
		登録料	
	県内営業所(事業所) (会員)	審査料	2,000
		登録料	2,000